

新型コロナウイルス感染症に関する 大切なお知らせ

このたびの新型コロナウイルスにより影響を受けられた皆さんに、心よりお見舞い申しあげます。

また、医療従事者および感染拡大防止に従事されている多くの方々に、
心からの敬意と感謝、応援の意を表します。

JA共済では、新型コロナウイルス感染症による組合員・利用者の皆さまへの影響拡大を踏まえ、
以下のとおり、対応してまいります。

①入院保障のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症^(※1)の被患により、入院された場合、「疾病による入院」として、入院共済金のお支払対象となります。^(※2)(医療機関等の事情により、宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合、所定の証明書をご提出いただくことで入院共済金のお支払対象としてお取り扱いします。^(※2))

※1、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下、同じ。
※2、ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。

②災害死亡共済金等のお取扱いについて

約款に定める「特定感染症」の適用範囲拡大について

新型コロナウイルス感染症を共済約款に定める「特定感染症」に含めるお取扱いとし、同感染症により死亡された場合、または所定の第1級後遺障害の状態となられた場合には、疾病による死亡・後遺障害共済金等のお支払い^(※3)に加え、災害給付特約、災害死亡割増特約等による「災害死亡共済金」「災害後遺障害共済金」等についても、お支払対象といたします^(※3)。

※3、ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。

適用範囲について

新型コロナウイルス感染症により死亡された、または所定の第1級後遺障害の状態となられたことを診断書等により医師に証明された場合、本取扱いの適用の対象といたします^{(※4)(※5)}。

※4、これまでに新型コロナウイルス感染症により死亡された方等を含みます。

※5、平成11年3月31日以前の「法定伝染病」を保障対象としている契約も対象となります。

③共済契約上の特別取扱いについて

新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者様に対して、共済掛金の払込猶予期間の延長等、特別な取扱いを実施しております。

上記内容に関するお問い合わせについては、下記にて承ります。なお、個別のご契約内容(共済金の支払いに関する事項等)については、ご契約先のJAへお問い合わせください。

お問い合わせ について

JA共済相談受付センター
電話番号：**0120-536-093**
受付時間：午前9時から午後6時（月曜日～金曜日）
午前9時から午後5時（土曜日）
※日曜日、祝日を除きます。

現在、お電話は大変混み合い、つながりにくい状況となっており、ご契約者様、
ご利用者様には大変ご不便をおかけしております。
お電話がつながらない場合は、誠にお手数ではございますが、しばらくお待ち
いただいてからお掛け直しいただきますようお願い申しあげます。

JA・JA共済連は、皆さまのお役に立てるよう、引き続き取り組んでまいります。